

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年十月一日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九―三〇―一一六

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（航空管制手当） 第二十三条 航空管制手当は、国土交通省航空局、地方航空局の空港事務所、空港出張所若し	（航空管制手当） 第二十三条 航空管制手当は、国土交通省航空局、地方航空局の空港事務所、空港出張所若し

くは空港・航空路監視レーダー事務所又は航空交通管制部に所属する職員のうち、国土交通大臣の定めるところにより航空交通管制技能証明書、航空交通管制通信技能証明書、航空管制運行情報技能証明書又は航空交通管制技術業務技能証明書を交付された職員が、次に掲げる業務に従事したときに支給する。

一 (略)

二 新千歳空港事務所、仙台空港事務所、東京空港事務所、新潟空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所、広島空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所又は那覇空港事務所における進入管制業務、ターミナル・

くは空港・航空路監視レーダー事務所又は航空交通管制部に所属する職員のうち、国土交通大臣の定めるところにより航空交通管制技能証明書、航空交通管制通信技能証明書、航空管制運行情報技能証明書又は航空交通管制技術業務技能証明書を交付された職員が、次に掲げる業務に従事したときに支給する。

一 (略)

二 新千歳空港事務所、仙台空港事務所、東京空港事務所、新潟空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所、広島空港事務所、福岡空港事務所、大分空港事務所、鹿児島空港事務所又は那覇空港事務所における進入管制業

レーダー管制業務又は着陸誘導管制業務（それぞれ管制指示を主として行うものに限る。）

三 前号の空港事務所（新千歳空港事務所を除く。）、函館空港事務所、釧路空港事務所、成田空港事務所、大阪空港事務所、八尾空港事務所、高松空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所、大分空港事務所若しくは宮崎空港事務所又は人事院の定める空港出張所若しくは空港・航空路監視レーダー事務所における飛行場管制業務（管制指示を主として行うものに限る。）

務、ターミナル・レーダー管制業務又は着陸誘導管制業務（それぞれ管制指示を主として行うものに限る。）

三 前号の空港事務所（新千歳空港事務所を除く。）、函館空港事務所、釧路空港事務所、成田空港事務所、大阪空港事務所、八尾空港事務所、高松空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所若しくは宮崎空港事務所又は人事院の定める空港出張所若しくは空港・航空路監視レーダー事務所における飛行場管制業務（管制指示を主として行うものに限る。）

四〃九 (略)

2・3 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

四〃九 (略)

2・3 (略)